第３章　施策の展開方向

Ⅰ　発展的な農業の確立

１　発展的な農業経営体の創出

（１）競争力のある農産物づくり

❶　農産（米・麦・大豆）

【現状】

- 主食用米については、国の米政策の見直しにより、平成 30 年産から行政による米の生産数量目標の配分がなくなり、生産者が自ら経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産・販売が行われる新しい仕組みとなりました。最近の米の需要動向は、米消費減少に加え、コロナ禍の影響による消費減退で飽和状態であり、全国的な生産調整強化が行われています。
- 麦の作付面積は、年次変動はあるものの、増加傾向にあります。しかし二条大麦は、ビール向け原料の需要減等により実需者在庫が過剰となっています。
- 平坦地域については、これまで推進してきた大豆が転作の多くを担ってきました。しかし最盛期では 100 ha近くあった作付けが減少傾向にあり、代わって飼料用米やＷＣＳ用稲を中心とした新規需要米が定着しつつあります。
- 平坦地域では農地の集積は進んでいますが、多くの農地は未だに分散しています。また、中山間地域では、農業者の高齢化や減少が著しく、農地や農作業の受け皿となる担い手や組織が不足している状況にあります。

【課題】

- 平成 30 年産から国からの米の生産数量目標もなくなり、需要に応じた米づくりが求められています。
- 消費者や実需者 (※) が求める品質に優れた米・麦・大豆を安定的に生産していく必要があります。
- 平坦地域の転作を担う大豆については、湿害、連作障害、気象条件の変化等による低反収が続いています。
- 中山間地域では農地や農作業の受け皿となる担い手や組織の育成が必要です。

【展開方向】

- 消費者や実需者をより一層意識した選ばれる米・麦・大豆づくりを推進します。
- 担い手の経営基盤強化と水田フル活用による効率的で安定的な生産体制の確立を推進します。
- スマート農業技術等による省力栽培技術の普及を推進します。

※実需者
米の卸売業者や小麦の製粉会社、豆腐製造業者など、米・麦・大豆を取り扱う流通業者や加工製造業者のこと。

【主な具体的取組】

消費者や実需者をより一層意識した選ばれる米・麦・大豆づくり

- 「さがびより」「夢しずく」などの米の食味ランキング特Ａ継続のための栽培技術の普及・定着の推進
- 麦や大豆の高品質・安定生産のための栽培技術の普及・定着の推進
- 共同乾燥調整施設の再整備・再編や色彩選別機などの導入による高品質・安定供給体制の整備の推進
- 消費者や実需者のニーズを踏まえた新たな品種の導入や生産拡大
- 水田活用の直接支払交付金による支援等も活用し、市農業再生協議会が行なう需要に応じた生産の推進
- 多収品種の導入検討
- 収量向上に資する土づくりの推進

担い手の経営基盤の強化と効率的で安定的な生産体制の確立

- 水田をフル活用し、主食用米に需要のある大豆、麦、飼料用米等を適切に組み合わせた生産の推進
- 水稲の短期苗育苗技術や直播栽培技術、大豆の不耕起播種技術等の導入推進
- 大規模農家や集落営農組織の農地の集積や交換による集約化の推進
- 中山間地域における集落営農法人や農作業受託組織、広域的な組織の設立の推進
- 作付けの連坦化・団地化の推進

収穫期を迎えた二条大麦